

第25回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年9月28日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 10名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請書の取下げについて |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 12 | 議案第 6 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 13 | 議案第 7 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 14 | 議案第 8 号 | 浜中町農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第 15 | 議案第 9 号 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |
| 日程第 16 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第25回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ10名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

9月に入りようやく天候も回復し、遅れていた収穫作業も順調に進み終盤を迎えていることと思います。経済的には円安が急激に進み経営のマイナス要因となり厳しい状況になることが懸念されております。今年に入り良いニュースが無いことが危惧されておりますが、来月には、農地パトロールや利用権設定等の活動が多く予定されておりますので対応よろしく願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番押切委員、4番篠原委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

9月1日「人・農地など関連施策の見直しに係る説明会」が芽室町で開催され、村田係長が出席しております。農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により、令和7年度末までの地域計画の策定にあわせ、農業委員会は目標地図素案の作成の作業が出てまいります。説明会では、法律の改正の概要と目標地図作成の際のタブレットの操作等について説明がなされております。

9月7日～8日「令和4年第3回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。一般質問者は4名で、避難施設建設のスケジュール、町職員の副業を認める制度の創設、空き家を有効活用した町の活性化など、7件について議論が交わされております。また、当委員会からは、目標地図作成に伴うタブレット関連の補正予算を、歳入では〇〇万〇〇〇〇〇円、歳出では〇〇万〇〇〇〇〇円提出しましたが、その他の案件を含めた21議案のすべてが可決され、2日間の日程を終了しております。

9月8日「人・農地など関連施策の見直しに係る説明会」が茶内支所でオンライン開催され、村田係長が出席しております。

現地調査につきましては、橋場委員、篠原委員、妹尾委員、事務局2名により○月○○日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委4-16号について、質疑ありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委4-17号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委4-18号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委4-19号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委4-16号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-16号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委4-16号は、原案のとおり可決されました。

次に、浜農委4-17号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-17号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委4-17号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委4-18号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-18号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委4-18号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委4-19号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-19号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委4-19号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定2件の許可申請でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は円朱別西〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を釧路市〇〇〇〇〇丁目〇番〇〇号、〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定を行うものです。

次に整理番号2は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は浜中東〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行うものです。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2

項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添え
いたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、4番篠原委員、お願いします。

篠 原 委 員 ○○○氏から○○○○○○への権利移動ですが代表取締役の○○氏は○氏の○
で釧路で海産物加工会社を営んでおります。○氏の土地を借りて牛を飼いたいとの
ことで内容としては、受精前の牛を飼って受精して販売する予定であり規模として
は10頭から20頭を予定しておりますが拠点が釧路であることから○氏に協力
していただくということですので問題ないと考えております。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号2について、5番百々委員、お願いします。

百 々 委 員 今回賃貸借される○○○○については、労働力がしっかりしていることから農地
等の管理も適正に行われると思いますので賃貸借することに問題はないと考えま
す。

議 長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。

本案は1件の許可申請でございますが、整理番号1の申請者は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、経営規模拡大により既存の資材置き場ではスペースが足りず、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇〇〇〇〇〇〇㎡を永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、橋場委員、篠原委員、妹尾委員、事務局2名により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第1項では、「農地を農地以外のものにするため、または採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第3条第1項の本文に掲げる権利を設定し、または移転する場合には、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする転用のための権利移動の制限が規定されており、これによる農地転用許可を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出し、申請を受けた農業委員会は、その申請書に意見を付して、農林水産省令で定める期間内に都道府県知事に進達することとなっております。

また、農業委員会が都道府県知事に意見を述べようとするときは、あらかじめ都道府県農業会議への意見聴取が必要とされており、30アールを超える農地転用の意見聴取は「必須」、30アール以下の農地転用の意見聴取は「任意」とされておりますが、北海道においては、30アール以下の農地転用についても、原則として農業会議へ意見聴取することとしております。

本案は1件の許可申請でございますが、申請者は姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、農家住宅建設のため、〇〇〇〇〇氏所有地、〇〇〇m²を使用貸借し、永久転用しようとするものでございます。

現地調査につきましては、押切委員、山下委員、谷口委員、事務局2名により、〇月〇〇日に実施しております。

なお、本案は北海道知事の許可事案となっておりますことから、別記第2号様式で定める意見書を付して送付しようとするものでございます。

以上、本案に関する提案理由を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

のと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号2について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号3について、質疑を行います。
質疑ありませんか。
6番山下委員。

山下委員 昨年度の実績が〇〇〇〇〇円ということですが、今年度の実績見込みが〇〇〇〇〇円と大幅に拡大する理由はどうか。

事務局長 昨年設立された会社であるため、事業期間が短いことが昨年度の売上実績と今年度の実績見込みの差だと考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、6件の届出でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとなっておりますが、農地法17条の規定により令和〇年〇月〇日に法定更新を行っており、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われる予定でございます。

次に整理番号2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとなっておりますが、農地法17条の規定により令和〇年〇月〇日に法定更新を行っており、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われる予定でございます。

次に整理番号3は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇番、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇m²、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとなっておりますが、農地法17条の規定により令和〇年〇月〇日

に法定更新を行っており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われる予定でございます。

次に整理番号4は、西円朱別西〇〇〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番、面積〇万〇〇〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われる予定でございます。

次に整理番号5は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われる予定でございます。

次に整理番号6は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われる予定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第6号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に整理番号2について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に整理番号3について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に整理番号4について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に整理番号5について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に整理番号6について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案
の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買2件、賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、

整理番号2は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、

整理番号3は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長 (説明あるも省略)

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 それでは、これから議案第7号の質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。 調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。 よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。 整理番号1から3について農地部会にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。
事 務 局 長	日程第14 議案第8号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。 議案第8号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 本案については、令和〇年〇月〇〇日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更し

なければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、農家住宅建設に伴う農用地区域からの除外を行おうとするもので、先ほど御説明いたしました「経済事情の変動その他の推移」による計画書の変更でございますが、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第8号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ついてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第9号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

令和〇年〇〇月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、同年〇〇月〇〇日開催の「令和〇年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

この申し合わせ決議の趣旨に則り、令和〇年〇月の本委員会総会において、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施したところですが、今後も同様の取り組みを実施するよう要請がありましたので、今年度においても対応することいたします。

これから、議案書68ページの決議案を朗読いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第9号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第9号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、10月27日、木曜日、午前10時からを提案します。

議長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、10月27日、木曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、10月27日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第25回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

2番 押切秀志

浜中町農業委員会

4番 篠原弘